

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（文部科学省）

25文科政第96号

平成26年2月28日

文部科学大臣決定

（一部改正 平成26年10月31日 26文科政第43号）

（一部改正 平成28年3月17日 27文科政第153号）

（一部改正 平成28年4月1日 27文科政第168号）

（一部改正 令和3年4月1日 2文科政第171号）

（通則）

第1条 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）のうち文部科学省所管事業に係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号。）福島再生加速化交付金（福島定住等緊急緊急支援）実施要綱（平成26年2月28日復本第272号・25文科政第93号・国官会第2896号。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 交付金（第24条第1項に規定する指導監督交付金を除く。以下同じ。）は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域の復興の促進を図るため、地方公共団体が実施要綱第3に規定する定住緊急支援事業計画（以下「定住緊急支援事業計画」という。）に基づく実施要綱第5に規定する事業等の実施に対し交付する。

（交付先）

第3条 交付金は、地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業等）

第4条 交付の対象となる事業は、長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため地域全体の子どもの運動機会の確保に資するものであって、実施要綱第5の1の一②及び③に規定する基幹事業（以下「交付対象基幹事業」という。）並びに制度要綱第5の2に規定する効果促進事業等（以下「交付対象効果促進事業」という。）とする。

- 2 前項の交付対象基幹事業の区分及び交付の対象となる経費については、別表 1 及び別表 2 に定めるところによる。

(交付額)

第 5 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 8 により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第 7 により地方公共団体に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。

- 2 交付対象事業に対する交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された交付額とする。

$$\text{交付額} = A + B$$

A：交付対象基幹事業の交付額

交付対象事業ごとに算出した事業に要する経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（以下「交付対象経費」という。）に、事務費として交付対象経費に 100 分の 1 を乗じた額を加算した額

B：交付対象効果促進事業の交付額

定住緊急支援事業計画様式 1－4 に記載した B－1 及び B－2 に係る効果促進事業等の交付対象事業費の総和に 2 分の 1 を乗じて得た額

(事前着手)

第 6 条 第 7 条による交付の申請及び第 8 条による交付の決定前に、実施要綱第 11 の 2 交付決定前の定住緊急支援事業計画に基づく事業等の実施の承認を通知する様式は、別記様式 1 によるものとする。

(交付申請)

第 7 条 適正化法第 5 条及び適正化法施行令第 3 条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、別に通知する日までに、大臣に対し、交付申請書（別記様式 2）に必要な書類を添付して内閣総理大臣を経由し、提出するものとする。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、内閣総理大臣を経由後に、福島県教育委員会も経由するものとする。

(交付決定)

第 8 条 大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認められたときは、適正化法第 6 条第 1 項の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

- 2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第 8 条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付申請者に通知（別記様式 3）するものとする。この場合、内閣総理大臣を経由するものとする。

- 3 第1項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、交付の決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を福島県教育委員会が交付申請者に通知するものとし、この場合も内閣総理大臣を経由するものとする。

(交付決定の内容の変更)

第9条 交付申請者が交付決定の内容を変更しようとする場合には、内閣総理大臣を経由し、大臣に交付決定内容変更承認申請書（別記様式4）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。
- 3 大臣は、第1項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を交付申請者に通知（別記様式5）するものとする。この場合、内閣総理大臣を経由するものとする。
- 4 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第8条第3項の規定を準用するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、内閣総理大臣を経由し、大臣に申請取下書（別記様式6）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。

(交付対象事業の廃止)

第11条 交付申請者は、交付決定を受けた事業の全てを廃止する場合には、大臣に事業廃止承認申請書（別記様式7）を内閣総理大臣を経由して提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。

(交付対象事業の遅延の届出)

第12条 交付申請者は、交付決定を受けた事業が定住緊急支援事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式8）を内閣総理大臣を経由して提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。

(状況報告)

第13条 交付申請者は、適正化法第12条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、内閣総理大臣を経由し、速やかに状況報告書を提出するものとする。

2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。

（交付事業の遂行等の命令）

第14条 大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付申請者に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、交付申請者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 前2項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、福島県教育委員会は交付対象事業の交付決定の内容又はこれに附した条件に従った遂行及び一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第15条 交付申請者は適正化法第14条の規定による実績報告については、別表1及び別表2の全ての交付対象事業が完了した日（第11条により交付対象事業の全ての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して1か月を経過した日又は別表1及び別表2の全ての交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣を経由し、大臣に実績報告書（別記様式9）を提出して行うものとする。

2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。

（交付金額の確定等）

第16条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書（別記様式10）を内閣総理大臣を経由して通知するものとする。

2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第8条第3項の規定を準用するものとする。

（是正のための措置）

第17条 大臣は、第15条の規定に基づき報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定

の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、福島県教育委員会は交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

(交付金の返還)

第18条 大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該交付申請者にその超える額の返還を命ずることとする。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、福島県教育委員会が返還を命ずることとする。

(交付対象事業の検査等)

第19条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、交付申請者に対して報告をさせ、又は文部科学省職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、福島県教育委員会が交付対象事業の検査等を行うものとする。
- 3 適正化法第23条第2項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式11によるものとする。

(財産の管理等)

第20条 交付申請者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 大臣は、交付申請者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4項の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 交付申請者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする。

するときは、申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 前項の承認の手續等については、別表 1 及び別表 2 に掲げる交付対象事業による取得財産等については、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日付け 18 文科施第 188 号。以下「運用細目」という。）第 3 の 20 の規定を準用する。

（交付金の経理）

第 22 条 交付申請者は、交付事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（標準処理期間）

第 23 条 大臣は、交付申請書及び交付決定内容変更承認申請書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に交付の決定を行うものとする。

（指導監督交付金の交付）

第 24 条 国は、福島県教育委員会が域内の定住緊急支援事業計画に基づく事業等の適正な執行を図るため、国との連絡及び域内の交付申請者に対して行う指導、連絡、調査、検査等の事務に要する経費に対して、指導監督交付金を交付することができる。

2 指導監督交付金の各費目の区分及び内容は、別表 3 のとおりとする。

3 指導監督交付金の交付を受けようとする福島県教育委員会（以下「指導監督交付金交付申請者」という。）は、大臣に対し、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援指導監督交付金）交付申請書（別記様式 12）に必要な書類を添付して内閣総理大臣を経由し、提出するものとする。

4 交付決定を受けた指導監督交付金について、交付決定の内容を変更しようとするときには、内閣総理大臣を経由し、大臣に福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援指導監督交付金）交付決定内容変更承認申請書（別記様式 13）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことが無い場合は、この限りではない。

5 次の表に掲げる規定については、指導監督交付金の手續について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 8 条第 1 項及び第 2 項	前条	第 24 条第 3 項
	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
	通知（別記様式 3）	通知（別記様式 14）
	第 1 項	第 24 条第 4 項

第9条第3項	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
	通知（別記様式5）	通知（別記様式15）
第10条第1項	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
	申請取下書 （別記様式6）	指導監督交付金申請取下書 （別記様式16）
第11条第1項	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
	事業廃止承認申請書 （別記様式7）	指導監督交付金事業廃止承認申請書 （別記様式17）
第13条第1項	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
第14条第1項及び第2項	交付対象事業	指導監督交付金交付対象事業
	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
第15条第1項及び第2項	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
	別表1及び別表2の 全ての交付対象事業	指導監督交付金交付対象事業
	実績報告書 （別記様式9）	指導監督交付金実績報告書 （別記様式18）
第16条第1項	交付対象事業	指導監督交付金交付対象事業
	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
	交付額確定通知書 （別記様式10）	指導監督交付金交付額確定通知書 （別記様式19）
第17条第1項	交付対象事業	指導監督交付金交付対象事業
	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
第18条第1項	交付申請者	指導監督交付金交付申請者

第19条第1項	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
第22条	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
第23条	交付申請者	指導監督交付金交付申請者
	交付決定内容変更 承認申請書	指導監督交付金交付決定内容 変更承認申請書

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、別表1及び別表2に掲げる事業の交付金の交付については、運用細目の規定を準用する。

附 則（平成26年2月28日）

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則（平成26年10月31日）

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

附 則（平成28年3月17日）

1 この要綱は、平成28年3月17日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱（平成26年2月28日付け復本第272号・25文科政第93号・国官会第2896号）第3に規定する定住緊急支援事業計画を提出した地方公共団体が、当該計画に記載した事業又は事務に関して第4の5の規定に基づき定住緊急支援事業計画の変更を行い、提出したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 地域の運動施設の整備（実施要綱第 5 の 1 の一②）

項	事業区分	交付の対象となる経費
1	地域屋内スポーツ施設の新改築等	地域の屋内スポーツ施設の新築、改築又は改造に要する経費
2	地域水泳プールの新改築等	次に掲げるいずれかに該当する地域の水泳プールの新築、改築又は改造に要する経費 ア 年間を通して利用できるよう設計された屋内温水プール イ 屋外プール
3	地域屋外スポーツ施設の新改築等	地域の屋外スポーツ施設の新築、改築又は改造、若しくは同施設に附属する次に掲げるいずれかに該当する設備に要する経費 ア 照明施設（被照明面積に対し、二辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であって、地上面における平均照度が 200 ルックス以上のもの） イ 用具室、更衣室、シャワー室、便所、管理室、談話室等の諸室
4	地域屋外スポーツ施設の上屋新築	地域の屋外スポーツ施設の上屋の新築に要する経費
5	地域屋外水泳プールの上屋新築	地域の屋外水泳プールの上屋の新築に要する経費

別表2 地域全体の子どもの運動機会の確保につながる学校の運動施設の整備（実施要綱第5の1の一③）

項	事業区分	交付の対象となる経費
1	学校の屋外運動場の整備に関する事業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の屋外運動場（幼稚園にあつては屋外運動広場）のための施設その他これらに附帯する施設（植栽のための立木、芝生を含む。）の整備に要する経費
2	学校開放用屋外水泳プールの新改築等	義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）の屋外水泳プールの新築、改築又は改造に要する経費
3	学校開放用水泳プール上屋の新改築	義務教育諸学校の屋外水泳プールの上屋の新築又は改築に要する経費
4	学校開放用屋内水泳プールの新改築等	義務教育諸学校の屋内の水泳プールの新築、改築又は改造に要する経費
5	学校開放用屋外運動場照明施設の新改築	義務教育諸学校の屋外運動場照明施設の新築又は改築に要する経費
6	学校開放用クラブハウスの新改築等	義務教育諸学校のクラブハウスの新築、改築又は改造に要する経費

別表 3 指導監督交付金の費目の区分及び内容

費目	細目	説明
人件費	給料 職員手当 共済費	市町村に対する指導監督事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び福島県教育委員会が負担する共済組合負担金並びに保険料（本費目から給料が支弁される者に限る。）とする。
旅費	旅費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な普通旅費及び日額旅費とする。
庁費	賃金 共済費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	市町村に対する指導監督事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（消耗品費、賃金（保険料を含む。）、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、食料費（指導監督事務の遂行上特に必要な場合で出先を含む。）、備品購入費（指導監督事務の実施に直接必要な備品に限る。）及び修繕費（前記備品購入費による備品の修繕に限る。））とする。

(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった定住緊急支援事業計画に基づく事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式2 交付申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付申請書

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請額

(単位：千円)

交付申請額

注) 定住緊急支援事業計画の写しを添付すること。

(別記様式3 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

- 3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 実績報告については、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（文部科学省）（以下「交付要綱」という。）第15条によるものとする。
- 5 交付の条件は、交付要綱によるものとする。
- 6 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式4 内容変更承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり内容を変更したいので、承認されるよう申請する。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 変更後の額 千円
- 3 変更増減額 千円
- 4 変更の事由

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式5 内容変更承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付決定内容変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、同法第10条第4項の規定により通知する。

記

1 変更後交付決定額 _____ 千円

既交付決定額 _____ 千円

変更増減額 _____ 千円

2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。

3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

(別記様式6 申請取下書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取下げること

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式 7 事業廃止承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり事業を廃止したいので、承認されるよう申請する。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 廃止の事由

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、年度内に事業の完了ができなくなったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり報告する。

記

事業名	施設名	事業概要	工事着工 年 月 日	工事完了 予定年月日

※ 事業遅延の事由については、別紙（任意様式）を作成し添付すること。

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（福島

定住等緊急支援）の交付対象事業について、

（
完 了
廃 止
会計年度が終了
）

したので、補助金等に係る予算

の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179号）第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の実績

（単位：千円）

交付決定額	交付金充当額	不用額

注） 交付対象事業が完了又は廃止した場合は様式Ⅰを、会計年度が終了した場合は様式Ⅱを添付すること。

(別記様式10 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、金 千円に確定したので通知する。

(別記様式11 立入検査等職員身分証票)

表 面	
9cm	
↑	第 号 年 月 日発行
	官 職 氏 名 年 月 日生
6. 5 cm	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証
	年 月 日まで有効
↓	文 部 科 学 大 臣

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）抜粋
第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(別記様式12 指導監督交付金交付申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

令和 年度福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)交付申請書

令和 年度福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)に係る市町村に対する指導監督事務に要する費用について、指導監督交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

指導監督の対象		指導監督 交付金 交付申請額 (B)	B/A (%)	備考
市町村数	交付決定の額 (A)			
○市○町○村				

(備考)

この様式に、指導監督交付金の費目の区分ごとの内訳がわかる書類を添付してください。

(別記様式13 指導監督交付金交付決定内容変更承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

令和 年度福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)
交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた令和 年度福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)について、交付決定額を変更したいので、次のとおり、申請します。

指導監督の対象		指導監督 交付金 交付申請額 (B)	B/A (%)	備考
市町村数	交付決定の額 (A)			
○市○町○村				

(備考)

1. 上段に変更前、下段に変更後を記載してください。
2. この様式に、指導監督交付金の費目の区分ごとの内訳がわかる書類を添付してください。

(別記様式14 指導監督交付金交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文部科学大臣

福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1 交付決定額

(単位:千円)

交付決定額

- この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。
- 実績報告については、福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)交付要綱(文部科学省)(以下「交付要綱」という。)第24条によるものとする。
- 交付の条件は、交付要綱によるものとする。
- この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式15 指導監督交付金内容変更承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文部科学大臣

福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、同法第10条第4項の規定により通知する。

記

- | | |
|------------|----|
| 1 変更後交付決定額 | 千円 |
| 2 既交付決定額 | 千円 |
| 3 変更増減額 | 千円 |

2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)交付決定変更申請書記載のとおりとする。

3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

(別記様式16 指導監督交付金申請取下書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援指導監督交付金）申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援指導監督交付金）の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取下げる事由

注) 指導監督交付金交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式17 指導監督交付金事業廃止承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援指導監督交付金）事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援指導監督交付金）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり事業を廃止したいので、承認されるよう申請する。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 廃止の事由

注) 指導監督交付金交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式18 指導監督交付金実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援指導監督交付金）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援

指導監督交付金）の交付対象事業について、 $\left(\begin{array}{cc} \text{完} & \text{了} \\ \text{廃} & \text{止} \end{array} \right)$ したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に

関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の実績

(単位:千円)

交付決定額	交付金充当額	不用額

注) 実績報告書に様式Ⅲを添付すること。

(別記様式 19 指導監督交付金交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文部科学大臣

福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援指導監督交付金)の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

〔様式Ⅰ〕

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実績報告
（B-1・B-2に関する事業）

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

（単位：千円）

事業名	学校名/施設名	事業概要	総事業費	交付対象事業費	福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） 充当額	その他	交付対象外経費
			（A=B+E）	（B=C+D）	（C）	（D）	（E）
小計（基幹事業）							
小計（効果促進事業等）							
合 計							

4. 交付金の実績（単位：千円）

福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） 交 付 決 定 額	福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） 充当額（H+I）	福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） 充当額（C）の合計	事務費に係る充当額	不 用 額
（F）	（G）	（H）	（I）	（J）

【留意事項】
○「事業名」、「学校名/施設名」、「事業概要」欄については、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）事業計画と記載内容を同一にすること。
○「その他」欄については、地方負担（地方債、一般財源等）や他の補助金等の充当額を記載すること。
○交付決定通知書の写しを添付すること。
○交付金充当事業については、事業の実施を証する書類（契約書の写しなど）及び事業の完了を証する書類（竣工検査調書の写し、支出命令書の写しなど）を提出すること。

対 象 経 費 算 出 表

事業名							
学校名/施設名							
(単位:円、㎡)							
対象内外経費の試算	工事名						計
	区 分						
	工事費積算額(税抜き) ①						
	共通費	仮設費 ②					
		諸経費 ③					
		計 ④					
		(②+③)					
	直接工事費 (①-④) ⑤						
	⑤の内訳	対象外経費 ⑥					
		対象内経費 ⑦					
	対象内共通費 (④×(⑦/⑤)) ⑧						
	対象内経費 (⑦+⑧) ⑨						
対象内経費(税込み) ⑨×(1+消費税率) ⑩							
対象約内外の経費の算出	工事名						計
	区 分						
	①×(1+消費税率) ⑪						
	契約額 (税込み) ⑫						
	工事費に占める 対象内工事費の割合 ⑩/⑪ ⑬						
契約額(税込み)における対象内経費 ⑫×⑬ ⑭						A	
含設計費(基本設計費・実施工事費・監理委託費)	内 訳						計
	区 分						
	契約金額 (税込み) ⑭						
	⑭の内訳	対象外経費					
対象内経費						B	

・ ⑩欄は、小数第 7 位まで表記（第 8 位以下は切り捨てる。）。

・ C 欄（契約後工事費）は、千円未満を切り捨てる。

交付対象事業費(対象内経費)の確定	
契約後工事費 (A+B)	C

〔様式Ⅱ〕

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）年度終了実績報告
（ B-1・B-2に関する事業 ）

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

（単位：千円）

事業名	学校名/施設名	事業概要	交付対象事業費	福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） 充 当 額	年度内充当額	翌年度繰越額	事業完了 予定年月日	完了・ 未完了 の別
			(A)	(B=C+D)	(C)	(D)		
小計（基幹事業）								
小計（効果促進事業等）								
合 計			0	0	0	0		

4. 交付金の充当状況等

（単位：千円）

福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） 交 付 決 定 額	福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） 充当額 (H+I)	福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） 充当額 (C) の合計	事務費に係る充当額	不 用 額
(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

【留意事項】

○「事業名」、「学校名/施設名」、「事業概要」欄については、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）事業計画と記載内容を同一にすること。

様式Ⅲ

指導監督交付金精算額調書

地方公共団体名

(項)	(目)	(単位:千円)				
区分	指導監督交付金内訳			計	指導監督の 対象となる 市町村数	市町村交付決定額
	人件費	旅費	庁費			
支出額						
交付決定額						
増△減額						

(記載要領)

1. 本表は、福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)に係る指導監督交付金についてのみ作成すること。
2. 「市町村交付決定額」の欄は、当該年度の指導監督の対象となる事業を実施した市町村の交付決定額の合計を記載すること。
3. 不用額が生じた場合は、理由書(様式任意)を添付すること。